宮っ子のいえアドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家や住まいの空きスペースを地域のために活用する取り組み、 環境及び防災等に配慮した住まい学習等の地域単位での取り組み、又は高齢者や障 害者等住まいの確保に配慮を要する者の居住支援のための取り組み等、西宮市内に おいて、住まいストックの有効活用、住まいの性能向上及び住まいに関する課題解 決を目指す地域コミュニティ形成に資する市民主体の活動を支援するため、市が住 まいの専門家である宮っ子のいえアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を 登録し、派遣することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の対象となる活動)

- 第 2 条 派遣の対象となる活動は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 地域又は同一のマンション等のコミュニティ形成に資する活動
 - (2) 自己の居住する地域、及びマンション等の課題を解決しようとする活動

(派遣の対象となる者)

- 第3条 派遣の対象となる個人・団体は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が派遣の必要があると認める者とする。ただし、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年西宮市条例第67号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)は除く。
 - (1) 空き家や住まいの空きスペースにおいて地域住民等が集う場(以下「つどい場という。) を開設するなど、地域コミュニティ形成を目指す市民又は団体
 - (2) 集会所等を活用してつどい場の開設等を目指す分譲マンション等の管理組合
 - (3)環境又は防災等に配慮した住まいに関する学習の場づくりについて地域単位で 取り組む団体
 - (4) 高齢者や障害者等住まいの確保に配慮を要する者への居住支援に地域単位で取り組む団体

(アドバイザーの資格)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者をアドバイザーとして宮っ子のいえア ドバイザー登録台帳(様式第1号。以下「登録台帳」という。)に登録することがで きる。ただし、暴力団員等は除く。

- (1) 技術士(建設部門)、一級建築士、宅地建物取引主任者又はマンション管理士 等、住まいに関する専門的な資格を有する者で、かつ、地域コミュニティ形 成に携わった経験を有する者
- (2) その他、市長が特に必要と認める者

(アドバイザー登録)

- 第 5 条 アドバイザーとして登録台帳への登録を希望する者は、宮っ子のいえアドバイザー登録申請書(様式第 2 号)により、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 宮っ子のいえアドバイザー PR シート (様式第3号)
 - (2) 取得資格証明書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
 - 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査 し、登録することを決定したときは、宮っ子のいえアドバイザー登録決定通知書(様 式第 4 号)により、登録しないことを決定したときは、宮っ子のいえアドバイザー 非登録決定通知書(様式第 5 号)により、当該アドバイザー登録申請者に通知する。

(アドバイザー登録の有効期間)

- 第6条 アドバイザーの登録の有効期間は、登録した年度の3年後の年度末までとする。 ただし、アドバイザーが引き続き登録を希望するときは、登録を更新することができる。
 - 2 前項ただし書によるときの有効期間は、更新の日から3年間とする。
 - 3 市長は、登録更新を行う場合は、宮っ子のいえアドバイザー登録更新通知書(様式第4-1号)により当該アドバイザーへ通知するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第7条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(アドバイザー登録の変更)

第8条 登録を受けたアドバイザーは第5条の申請内容に変更があった場合は、宮っ子のいえアドバイザー登録事項変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(アドバイザー登録の取消)

第 9 条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消する ものとする。

- (1)登録を辞退する申し出があったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) その他市長がアドバイザーとして不適当と認めたとき
- 2 アドバイザーは、前項第 1 号の規定による申し出を行う場合は、速やかに宮っ子のいえアドバイザー登録取消申出書(様式第 7 号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、登録の取消を決定したときは、その旨を宮っ子のいえアドバイザー登録 取消通知書(様式第8号)により通知する。

(派遣の申請)

- 第 10 条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、宮っ子のいえアドバイザー派遣申請書(様式第 9 号)により、派遣計画概要書(様式第 10 号)を添えて市長に提出するものとする。
 - 2 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、登録台帳から当該申請内容に対して 対応可能なアドバイザーを選択するものとする。

(派遣の内容)

- 第 11 条 市長は、派遣の対象となる活動に対して、予算の範囲内で、アドバイザーの派遣 を行うことができる。
 - 2 前項に規定するアドバイザーの派遣期間は、同一の活動に対して 3 年以内とし、派遣回数は 5 回を超えて行うことはできない。ただし、活動の性質上継続して派遣する必要がある場合で市長が特に認めるときはこの限りでない。
 - 3 1回の派遣における活動時間は、活動の性質上特に必要のない限り原則 3 時間までとする。

(派遣の決定)

- 第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査のうえ、派遣を決定したときは宮っ子のいえアドバイザー派遣決定通知書(様式第 11 号)により、派遣しないことを決定したときは宮っ子のいえアドバイザー非派遣決定通知書(様式第 12 号)により当該アドバイザー派遣申請者(以下「派遣申請者」という。)に通知するものとする。
 - 2 市長は、アドバイザーの派遣を決定する場合において、派遣の目的を達成する ために、派遣申請者に対して必要な条件を付し、又はこれを変更することができ る。
 - 3 市長は、アドバイザーの派遣を決定した場合において、派遣するアドバイザー に対し、宮っ子のいえアドバイザー業務依頼書(様式第13号)により、業務を依

頼するものとする。

(派遣の変更等)

- 第13条 前条第1項の規定により派遣決定の通知を受けた者(以下「派遣決定者」という。) が派遣申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、宮っ子のいえアドバイザ 一派遣変更・中止申請書(様式第14号)を速やかに市長に提出しなければならない
 - 2 市長は、前項の申請書を受理し、派遣内容の変更又は中止を決定したときは、宮っ子のいえアドバイザー派遣変更・中止決定通知書(様式第15号)により、当該派遣申請者にその決定を通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の申請書を受理し、派遣内容の変更又は中止を決定したときは、 派遣するアドバイザーに対し、宮っ子のいえアドバイザー業務変更・中止依頼書(様 式第16号)により、業務内容の変更について依頼するものとする。
 - 4 前項の規定において、派遣するアドバイザーを変更する必要があるときは、新たなアドバイザーにその旨を通知し、前条第3項の規定に基づき、当該業務を依頼するものとする。

(派遣の取消)

- 第 14 条 市長は、派遣決定者が次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣の決定 を取り消すことができる。
 - (1) アドバイザー派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
 - (2) アドバイザー派遣の条件、その他当該要綱の規定に違反したとき
 - (3) その他市長がアドバイザー派遣に適しないと認める事由が判明したとき
 - 2 市長は、前項の規定によりアドバイザー派遣の決定を取り消したときは、宮っ子のいえアドバイザー派遣決定取消通知書(様式第17号)により、当該派遣申請者にその決定を通知するものとする。

(結果の報告・調査等)

- 第 15 条 アドバイザーは、派遣終了後、速やかに宮っ子のいえアドバイザー業務報告書(様式第 18 号)を市長に提出しなければならない。
 - 2 市長は、必要と認めるときは、当該アドバイザー若しくは派遣決定者に対して 支援の対象である活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができ る。
 - 3 市長は前項の調査等により、派遣の対象である活動の評価を行うとともに、不 適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(謝礼の支払い)

第16条 市長は、前条の報告により派遣回数及び実施業務内容を確認の上、1回あたり2 万円を謝金として、当該アドバイザーに支払うものとする。

(補足)

- 第 17 条 本章に定めるもののほか、アドバイザー派遣に必要な事項は別に定める。 附則
- この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

宮っ子のいえアドバイザー登録申請書

西宮市長様

(申 請 者) 住所

氏名

印

宮っ子のいえアドバイザーとして登録していただきたく、次のとおり申請します。

なお、宮っ子のいえアドバイザーとして知識や技術力の向上に努め、業務を行う際は派遣対象者に対し、良心的かつ誠実に行うことを誓約いたします。また、「宮っ子のいえアドバイザー 登録台帳」(様式第 1 号)、「宮っ子のいえアドバイザー PR シート」(様式第 3 号) については市民に対して情報提供を行うことを承諾します。

フリ	ガナ							
氏	名						性別	男・女
生年月日		大正・昭	和・平成	年	月	目	年 齢	歳
	住所	₹					•	
自宅	連絡先	電話				FAX		
		携帯				電子メール		
	住所	₹						
勤務先	* 本 幼	電話				FAX		
	連絡先	携帯	_			電子メール		

連絡先	電話	(□自宅 □勤務先)	FAX (□自宅	□勤務先)
	電子メール	(□自宅 □勤務先)	郵送先 (口自宅	□勤務先)
申請要件	所有資格	□ 一級建築士	□ 二級建築士	□ 技術士
		□ 宅地建物取引主任者	□ マンション管理=	Ė
		□ その他()	

	□ 所属会社の登録承認書
添付書類	□ 宮っ子のいえアドバイザー PR シート (業務経歴書)
	□ 取得資格証明書の写し

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー登録決定通知書

様

西宮市長

宮っ子のいえアドバイザーとして登録を決定したので、次のとおり通知します。

- 1. 登録番号第号登録年月日令和 年 月 日
- 2. 登録分野
- 3. 登録期間 令和 年 月 日から令和 年3月31日まで
- 4. その他

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー登録更新通知書

様

西宮市長

宮っ子のいえアドバイザー登録の更新をいたしましたので、次のとおり通知します。

1. 登録番号 第 号

 更新年月日
 令和 年4月1日

 登録日
 令和 年 月 日

2. 登録分野

3. 有効期間 令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

4. その他

「様式第5号(第5条関係)」

西すまい発第 号

令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー非登録決定通知書

様

西宮市長

印

宮っ子のいえアドバイザーとして登録できませんので通知します。

1. 非登録理由

令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー登録事項変更届

西宮市長様

(届 出 者)

住所

氏名

印

宮っ子のいえアドバイザー派遣要綱第8条の規定により、登録事項に変更がありましたので次のとおり届け出ます。

1. 変更事項

(変更前)

(変更後)

- 2. 変更理由
- 3. 変更年月日 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー登録取消申出書

西宮市長 様

印

)

宮っ子のいえアドバイザーとしての登録について、次のとおり取消しを希望します。

□ 登録を辞退したいため(理由:

「様式第8号(第9条関係)」

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー登録取消決定通知書

様

西宮市長

宮っ子のいえアドバイザーとしての登録の取消を決定したので、次のとおり通知します。

- 1. 登録 番号第号登録年月日年月
- 2. 取消理由
- 3. その他

印

宮っ子のいえアドバイザー派遣申請書

西宮市長様

(派遣申請者)

住所

氏名

宮っ子のいえアドバイザーを派遣していただきたく、次のとおり申請します。

1.	派遣申請	青理由

- □ 空き家や住まいの空きスペースを活用したつどい場開設等について検討するため □ 分譲マンションの集会所等を活用したつどい場開設等について検討するため □ 環境、防災等に配慮した住まいに関する学習の場づくりを地域で検討するため □ 住まいの確保に配慮を要する者への居住支援について検討するため □ その他 (
- 2. 派遣の内容 別紙 (派遣計画概要書「様式第10号」) のとおり
- 3. 連絡先

(氏 名)

(電話番号)

(電子メール)

派遣計画概要書

派遣申請者						
派遣希望回数			E	1]	参加予定人数	名
相談内容						
	派遣希望日	年	月	目	派遣アドバイザー	
第1回目	(具体的な内容)					
	派遣希望日	年	月	日	派遣アドバイザー	
	(具体的な内容)					
第2回目						
	派遣希望日	年	月	日	派遣アドバイザー	
第3回目	(具体的な内容)					
	派遣希望日	年	月	日	派遣アドバイザー	
第4回目	(具体的な内容)					
	派遣希望日	年	月	月	派遣アドバイザー	
第5回目	(具体的な内容)					

してください。

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー派遣決定通知書

(派	(遣申請者)	
住所	र्न	
氏名	様	
	西宮市長	印
宮つ	o子のいえアドバイザーの派遣を決定したので通知します。	
1.	派遣するアドバイザー (1)登録番号: (2)氏 名: (3)住 所: (4)連絡先:	
2.	派遣回数 回	
3.	派遣予定日 令和 年 月 日()	
	支援内容 □ 空き家や住まいの空きスペースを活用したつどい場開設等の検討 □ 分譲マンションの集会所等を活用したつどい場開設等の検討 □ 環境、防災等に配慮した住まいに関する学習の場づくり □ 住まいの確保に配慮を要する者への居住支援についての検討 □ その他	
5.	その他)
※ 派:	遺時間や集合場所、具体的な相談内容など、派遣に係る詳細については事前に派遣アドバ	イザーと調整

「様式第12号(第12条関係)」

西すまい発第 号

令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー非派遣決定通知書

(派遣申請者)

住所

氏名 様

西宮市長 印

宮っ子のいえアドバイザーの派遣しないことを決定したので通知します。

1. 非派遣理由

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー業務依頼書

様

西宮市長

宮っ子のいえアドバイザーの派遣を決定したので次のとおり業務を依頼します。

- 1. 派遣対象
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3)連絡先
- 2. 派遣依頼内容

	空き家や住まいの名	Eきスペー	-スを活	用した	つどい	場開設等についての検討支援	
	分譲マンションの集	真会所等を	を活用し	たつと	い場開	設等の検討支援	
	環境、防災等に配慮	意した住ま	といに関	する学	空習の場	けづくり支援	
	住まいの確保に配慮	意を要する	る者への	居住支	で援につ	いての検討支援	
	その他						
	()
3. i	派遣回数		口				
1	派语 子完日	今和	任	H	□ ()	

5. その他

※ 派遣時間や集合場所、具体的な相談内容など、派遣に係る詳細については事前に派遣対象者と調整して ください。

宮っ子のいえアドバイザー派遣 (変更・中止) 申請書

西宮市長様

(派遣申請者)

住所

氏名

印

令和 年 月 日付西すまい発第 号で通知を受けた宮っ子のいえアドバイザー派遣について次のとおり(変更・中止)申請します。

1. 変更内容(変更の場合のみ記入)

事 項	変更前の内容	変更後の内容

2. 変更・中止の理由		

西すまい発第 号令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー派遣 (変更・中止)決定通知書

(派遣申請者)			
住所			

西宮市長 印

令和 年 月 日付で(変更・中止)申請のあった宮っ子のいえアドバイザー派 遣について(変更・中止)を決定いたしましたので通知します。

1. 変更内容(変更の場合のみ記入)

事項	変更前の内容	変更後の内容

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー業務 (変更・中止)依頼書

様

西宮市長印

令和 年 月 日付西すまい発第 号で業務を依頼した宮っ子のいえアドバイザー派遣について次のとおり業務内容の(変更・中止)を依頼します。

1. 変更内容(変更の場合のみ記入)

事項	変更前の内容	変更後の内容

2. 変更・中止の理由		

「様式第17号(第14条関係)」

西すまい発第 号 令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー派遣決定 取消通知書

(派遣申請者)

住所

氏名 様

西宮市長 印

令和 年 月 日付西すまい発第 号で派遣を決定した宮っ子のいえアドバイザー派遣について派遣決定を取り消しましたので通知します。

1. 取消理由

令和 年 月 日

宮っ子のいえアドバイザー業務報告書

西宮市長 様

住 所氏 名

印

宮っ子のいえアドバイザー派遣要綱第15条に基づき、次のとおり報告します。

業務依頼番号	第		号		
派遣対象	(団体名または個人名)				(代表者名)
派遣決定年月日	令和	年	月	日	
派遣業務日	令和	年	月	日	
相談内容					
参加人数			名		
業務の 具体的内容					

[※] 学習会の資料や写真等、内容が分かるものを添付して下さい。